

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第11期第6回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
2 開催日時	令和8年3月5日(木) 10:00～12:00
3 開催場所	河内長野市役所5階 502会議室
4 会議の概要	① 若年層をターゲットとした事業、制度の検討について ② 今後の取組について ③ その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) まちづくり推進課 (内線 408)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第11期第6回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日 時：令和8年3月5日（木）10時～12時

会 場：河内長野市役所5階 502会議室

出席委員：久、岡島、門林、池西、安井、坂東、池垣（欠席）、仲村（欠席）

事務局：鈴木、吉田、出水、安田、河野

1. 開 会

2. 案 件

- ① 若年層をターゲットとした事業、制度の検討について
- ② 今後の取組について
- ③ その他 ⇒ なし

※案件①について事務局説明

岡島副会長：今ご説明いただきました件でこの次世代支援コースについて、例えば学校などは要望できる団体の中に含まれるのかという事を思いながら伺いました。

子ども基本法施行以降、どの自治体でも「子どもの権利」が非常に重要となっており、最近子どもはもちろんの事、少し拡大して若者の社会参画も支援していく必要があります。また、そこから出てきた意見を市政に活かしていく事などが子ども施策を行う上での自治体の義務になっています。しかし、突然子どもに「どう思いますか」と聞いても意見は出てきません。子どもたちや若者が地域での活動を行えば、質問や意見も伺うことが出来、更にその地域の活性化にも繋がっていきます。例えば、子ども施策の中心となっている部局はありますが、市民による活動をどのように促進していくのか、当市の部局で出来ることは例えば子ども達・若者達の社会参画の機会を増やしていくことです。自治体によって子ども政策課という名前ですが、連携しながら全体を底上げしていくイメージだと考えます。従って、学校にも積極的に広報し、応募できる団体も学校に関わって欲しいと考えます。

事務局：今ご意見いただいた学生・若者を主なターゲットとし、おそらく来年1年間は周知期間になるかと思います。私共としましても学校に周知するのはもちろん、実際に地域活動・広域活動の中で、学校との関わりが増えてきていますので、先生・学生に「こういう制度がありますよ」と案内を差し上げることで、底上など支援が出来ればと考えています。

岡島副会長：大学生や高校生、更に小学生・中学生に「何が出来るのか」と思っていますが、先生によっては上手く展開していただけることもありますので、教育委員会ともぜひ情報共有を行っていただければと思います。

久会長：学校の先生が1人顧問に就いていただいたら、小学校でも中学校でもできる可能性は高いです。

岡島副会長：補助金の内容で10分の10という点が非常に良い、考えられていると思いました。学校はお金を出せず、子どもたちから徴収もできないので、3分の1では困ります。

久会長：単体の学校で応募されても良いですが、複数の学校が組んで応募されると良いと思いました。私が館長をしている茨木市の『おにクル』で毎年行っています今年度11月に2周年記念事業において、市役所のスタッフが主導し、市内高校の軽音楽部に声をかけたところ、「大ホールを1日貸すのでコンサートを行おう」と声をかけると8校も集まってくれて、企画・運営などプログラムや司会進行も全て高校生が行いました。8高校が集うので、垣根を越えたバンドも幾つありました。同じ分野で活躍している高校生が集まり、キックスのホールを借りて開催するのも良いと思います。

委員A：今の制度ですが、公益活動に取り組むということで、もともと団体として存在していないと駄目でしょうか。例えば、ある公益活動のイベントを行いたいのて1つの団体を作ったり、実行委員会を作ったりでも大丈夫でしょうか。

事務局：はい、5名以上の団体であれば大丈夫です。

久会長：以前、大阪府の協働部署から声がかかり講演しました。今までは組織として活動する人たちが多かったのですが、現在はネットで声をかけ合いながら、活動するためにチームやグループ作るという話をした時に、ある市役所の方が「なかなかそういうのは市役所として付き合いにくい」と仰っていました。ある時だけグループができ、イベントが終わると解散してしまうと応援できないことが今の市役所の仕組みだと話をしました。しかし、これからの世の中は、いわゆるプロジェクトで動く人達が出てくるので、どう応援できるかがポイントだと思います。

委員A：私は現在青少年指導員をやっているのですが、青少年音楽フェスティバルで軽音楽のグループとして参加します。子どもたちを中心に組織や企画を全て行ってもらおうという内容も申請はOKですか。

事務局：はい。

久会長：「おにクル」の7階「市民活動センター」のセンター長はもともと茨木高校の家庭科の先生で、河内長野のシンポジウムにも出ていました。その先生が「長野高校でもこういった活動が出来たら良い」という話をしたのですが、「茨木高校はトップクラスの偏差値で受験の学校なのに、すごく活動的です。長野高校もできるのでは」と言っていました。長野高校にも声をかけて総合型選抜の専科を使って色々な大学にもチャレンジできると期待しています。

岡島副会長：今本当に高校から相談が多いです。半数以上が総合型選抜入試で、自己アピールが多いです。ですので「舞台に登壇した」とかではなく、先生が言う「司会や企画・会議を子ども達で運営する」という経験をアピールして、大学は魅力に感じるというところがあります。総合型選抜入試は、市民活動を行う若年層の取り込みに有効かもしれません。色々な課題はありますが、1つのチャンスだと思います。

久会長：ありがとうございます。次世代支援コースについてですが、39歳以下という条件であれば、青年会議所の方は全員対象となります。お金に困っていると思うので、JCが手を上げてくる可能性はないでしょうか。

事務局：確かにそこも1つの可能性として39歳以下と書きました。

委員A：件数の制限等はありませんか。

事務局：予算的には初動など合わせてという金額ですので、調整しながらになると思います。上限が10万円ですので、多く応募が来ると嬉しいです。

岡島副会長：実際にはいつから始まりますか。

事務局：2027年の募集ですので、令和9年度からです。令和8年の終わりぐらいから募集がかかるというスピード感で調整を進めていきたいです。

久会長：家族のみではなく親戚は良い。

事務局：表現に悩みましたが、作成時に「”家族だけ”はどうか」と課内で話をし
て一旦入れてみましたが、先生がおっしゃるように親戚の場合どこまで調べる
のかという点もあります。

久会長：NPOを立ち上げるときも、「団体のメンバーに家族がいる」ケースもありま
す。結婚して名前が変わっているかわかりませんが、聞いてみると家族だった
話もあります。

事務局：NPOの3分の1まで、5名以上でも1つの線だと思っていますが、なかなか
細かい表現までは難しい状況ですので、何かいいお知恵があればと思います。

久会長：細かいところで言うと「何親等まで」というものがありました。できるだけ門
戸を広げるという意味では「家族だけではない」ところを縛るにも良いと思い
ます。

岡島副会長：趣旨は伝わります。厳密かと言うと確かに難しいです。

久会長：他よろしいでしょうか。ではご提案の通りで進めていただきたいと思います。

※案件②について事務局説明

久会長：宝塚市では集まりすぎて困っています。宝塚市は市設定テーマ部門が毎年5つ
ほど出ますが、何十という団体が手を挙げて捌くことに困っています。何故か
というと手を挙げ易いという点です。補助率としても10分の10、100%もらえ
ます。一般的に比べて限度額も高いので、応募も多くなります。典型的な例で、
文化振興課が文化活動を行いたい人を募集するのですが、「コンサートを1回
やってみたいのですが、お金に困っています。」みたいな人達がどんどん応募
してくるので、「逆に応募を絞るためにはどうしたらいいのか」と相談されま
した。私が1つアドバイスしたのは、「協働のパートナーが欲しい。でもなか
なか自分たちでは見えていない」という団体に応募してもらい、事業委託とし
てお金を差し上げて一緒にパートナーとして協働事業を行うという内容です。
3年が限度で、4年目以降は自分たちの委託事業として行うという覚悟を担当

課に持ってもらえば、誰でも彼でも応募して良いという話にならないと思います。そういった意識が担当課も持っていません。おそらく市設定テーマ部門がなかなか出てこないという点は、他課がパートナー募集という気持ちが高まっていないからだと思います。今までの中ですと、サポートブック「はーと」が一番良い形で動いたと思っています。「新しいパートナーを探す」というきっかけづくりを行い、そこから先は自分たちの委託事業・パートナーになれる働きかけを市役所内で行っていただければ良いと思います。

委員A：応募コースの例で、社会教育第2課の「地域の歴史文化」というテーマしかないのですか。

事務局：市役所の中で、今年応募・募集をしますが「テーマとして掲げたいのはありますか」と手を挙げたのが社会教育第2課です。

委員A：それ以外にはありませんか。

事務局：他の課からは手が挙がりませんでした。

委員A：例えば広報は業者が配っていると思いますが、それを募集する、もしくは公園の整備も地域の方に募集してみるなど、この応募コースでできますか。

事務局：色々な観点より担当課として「市民と一緒にやりたい」とおそらく思っていないと考えます。担当課としてもメリットがないと「協働しよう」とはならないので難しいところだと思います。

久会長：市民自由提案部門は先ほど他の委員が発言したことをOKにするために作ったのではないのでしょうか。自治会や地域から「この事業は我々に任してもらったら協働で出来ます」というものを出してもらおうのですが、相手と協議して事業の必要性を市役所内の担当課が了承していただく、その交渉のために1年かかるのです。行く行くは委託事業にするために覚悟を持って担当課が動く必要があり「1年間、時間ください」という形の自由提案部門と思います。

委員B：以前「広報誌を自治会で配ってもらえないか」という話が出て、我々としては「やります」言ったのですが、今は業者が参入しています。我々としても活動費として参入することは可能だと思っていますが、結局業者に行ってしまった。おそらく南花台では、色々な団体の各戸配布資料を全て自分達で配って

いますので、広報も依頼すればできたのではないか思うのですが、うまく連携できなかったため、結局業者委託になってしまっている。その辺りも色々と部局で相談が必要だと思います。市民自由提案部門は、各団体が「これをやります」と言うことは難しいですので、市から「協働してほしい」と出さないと難しい気がします。それが応募の少ない理由だと思いますが、良い制度ですので活用して欲しいです。

久会長：大阪市は、各小学校区単位で事業者を募集し、まちづくり協議会で取っているところが幾つもあります。まちづくり協議会にお願いするのではなく、事業者を公募するからです。民間事業者も入り、その中でまちづくり協議会が勝ち取っていく仕組みになっています。大阪市は学童保育事業も、小学校ごとに出しています。私が教育委員会の相談を受ける中で「おそらく大阪市全体で事業を募集する、或いは区単位で募集する」と事務局は簡単になりますが、その場合、大きな会社しか採用されないの、地域の協議会が取ろうと思うと「小学校区単位で出してもらわないといけないです」とお願いしたことで小学校ごとに募集することになりました。おそらく河内長野市も広報が小学校区単位で事業者を募集することになると、まちづくり協議会も手を挙げられるはずですので、少しの工夫の違いで採用される・されないが決まってくると思います。南花台のように「頑張ろう！」という地域は取れば良いですし、やりたくない地域は民間企業に任せれば良いという選択もできます。

岡島副会長：先ほど議論のあった市民公益活動支援補助金制度と協働事業提案制度の関係をどのように考えたらいいのかと思っています。市民公益活動支援補助金制度と協働事業提案制度の違いがまだ曖昧です。また、令和元年から応募が無いのは不味いと思います。どうしてこういう現象が起こるのか、どこがハードルになっているのか、そもそも認知されているのかという点です。当然、広報する上で説明しているとは思っているのですが、覚悟を決めてテコ入れする必要があるのではないのでしょうか。制度の募集案内1ページ目にととても丁寧にプロセスを書いているのですが、どこにボトルネックやハードルの高さがあるのだろうかと思います。必要書類を自分達で揃えるのも大変ですので、伴走してくれるとハードルが下がる面もあると思いますし、どこにボトルネックがあるのか考えて、制度変更を行っていくも大事だと思います。令和元年から応募が無いと市の上層部から「もうやめてしまえ」という声はありませんか。

事務局：そのような話は現時点ではないです。補助金の違いというところでは、協働事

業提案制度は市民と協働部局以外の担当課と協働を進める制度になっています。補助金については市民と市民の協働を進める役割になっていると考えます。市民公益活動補助金は団体にお金が付きますが、提案制度はお金が付きません。担当課も「自分の担当課予算内でやらないといけない」ことがたくさんあり、プラスアルファ優先順位があるので、負担になるという話は聞いたことがあります。課題やハードルがどこにあるかという話ですが、そもそもこの協働事業提案制度が出来た時、当時の市長が協働を推し進めていたこともあり、財政部局も協働の制度で決まったものは採択し予算を付けることもありました。また、課長補佐級に協働事業推進委員という各課の窓口を置き、年5回協働研修を行えたなど、時間的に・お金的にも投入できていた背景もあり、今は変わりつつあって、財政も逼迫して担当課も優先順位を付けて事業をやっている中、市民と一緒にプレゼンしても、財政課から「ダメ」と言われると「何のためにやっているのか」となりますので、ハードルにはなっているとは思っています。令和7年4月に機構改革があり、営業部の中に公民連携課という部署ができました。その名の通り「企業と課題を抱えている担当課を協働する・マッチングする」という橋渡しする部署で、この制度に似通っている部署になります。担当課としても何か課題を抱えていて解決しなければいけない時には、公民連携課に相談することも1つ課題と思っています。また、市設定テーマを上げるのは今の時期で、例えば令和8年2月に上げた場合も、事業開始できるのは令和9年となります。手を挙げた場合も、スピード感を求められるので、すでに事業が進んでしまい、担当課自身で動いて市民にアピールしているケースも課題と思っています。

久会長：今回社会教育第二課からの提案は予算化ができているということですか。

事務局：こちらは新しい事業ではなく既存事業です。

委員B：この事業ですが、三日市連合長会が、市の指定文化財の説明を有償ボランティアとして委託している既存事業です。

久会長：既存かどうか確認したのは、すぐに動かせる予算を担当課が持っているのであれば、先ほどの宝塚方式で、次年度に動くことができれば、提案が挙がる可能性が高いと思います。自由提案型と市設定型を少し手続きなど、切り分ける考え方もあります。先ほど言いました「今まで見つからなかったパートナーを見つけていく」思いで、担当課が手を挙げてくださる。具体的に言うと、平成25年の淡路プラッツや、令和元年のピアは一となど、相手がやってみたいとなれ

ば長く継続していけばいいという話にもなります。ですが、市民団体すべてが上手く継続できるとは限らないので、年限を切ったお試し期間を設けて「申し訳ありませんが今年度で終わりです」と担当課が判断できれば一つの可能性としてあると思います。担当課が実施したい事業に対して、パートナーが限定できない場合も手を挙げてもらいお試し期間として限度を設定する話もあると思います。逆に自由提案は担当課も慎重に行う必要があります。自分たちが実施したいと想定していない事業を市民団体が持って来ますので、今まで通り慎重に時間をかけて行うという切り分けは可能だと思います。先ほど話した宝塚市の文化振興課で募集を行うすぐに10個ほど挙がってきますが、我々審査員からすると「自分たちがただやりたいことで、公益活動ですか」というものが多く上がってきます。文化振興課課長へ「募集を行うと同様の人達ばかり挙がってきます」と伝えました。当初「おにクル」は市民会館の建て替えで動き始めましたので、本来担当となる文化振興課を外して企画課が担当になりました。理由は文化振興課が担当すると文化団体がぶら下がりて要求ばかり来ますので、別の若い文化活動グループと一緒に色々考えてきました。今でも文化団体から「優先して使わせろ。先の予定も予約を取れ」と実際に文化振興課が全部押さえてしまい、予約を減らすお願いもしました。そういった状況になりかねません。既得権を持った方々が手挙げたときに、シビアなことを言えるのが重要です。宝塚市は我々審査員がシビアに「この提案は本当に公益活動ですか。活動を広めたいと言う割に広報活動も積極的ではなく、自分たち身内だけのコンサートは困る」と言います。そういった場合もうまく活用できるのであれば、市の設定テーマ部門はとても役に立つと思います。

委員C：難しいと思います。ボランティア団体は、自分の活動をアピールもしくは披露したいという熱い思いは、どの団体もありますが、その思いばかりになり、本来の基盤を築きながら協働で公益性を求めて長期間継続すること自体がとても難しいです。私たちの団体としても取り組んでみたいという気持ちはありますが、十分な準備なく参加することへの懸念もあります。そこまでの覚悟を持ったボランティア団体があるのでしょうか。私も30年ほど継続して、たくさんの団体知っていますが、根本を理解しても二の足を踏んで成果物も上がらない状況では非常に難しいです。お互いが歩み寄れず、どこを修正すればいいのか、今私の中では見当たりません。私の団体メンバーに伝えても理解してもらえないかもしれません。ショート動画などSNSもあり、一緒に気軽にとハードルを低くすると短絡的だという危機感もあります。公益活動を理解して実践している団体が果たしてあるのかと疑ってしまいます。

委員D：団体と行政の双方にメリットがあるか色々考えましたがおそらく厳しいと思いますし、団体が覚悟を持って果たして実施できるのか。

委員C：そうです。ボランティア団体は「活動が楽しい。夢を実現したい」という情熱はありますが、お金が関わってくると、ボランティア団体としても「応募したが本来自分達が行いたいものと違うのでやめたい」となってしまう、Win-Winの関係で最後まで進めるかは非常に難しいです。

委員D：まちづくり推進課だけではなく、機構改革で新しくできた公民連携課が行うのはいかがでしょうか。この制度ですと、時間がかかり、別の課が独自で広報に載せて募集している状況がありますので、市の提案型を随時募集に変えて、それぞれの課が市民公益団体に周知できるなど考えても良いと思います。せっかく冊子も準備して、段取りや手間かかるのに、別の課が、独自でやってしまうととても勿体ないと思います。この協働事業提案制度がもっと生かされてくると思いました。

事務局：おっしゃる通りで、現在公民連携課は、すべての課にヒアリングを行い、そのヒアリングの中で課題を見つけ一覧にし、公民連携課のページに掲載して企業見てもらい声がかかると調整をするという動きですので、当課も少しレベル感を落として、担当課が動きやすくなれば、市民も気軽に相談できると思っています。

委員B：市民の自由な発想とは何でしょうか、市民は理解できていないと思います。

委員C：SNS で例を挙げて欲しいです。一般市民が理解できて「やってみよう」と思うことができ、「誰々が何処々でこのような活動をしています」という例が欲しいです。自由な発想と机上には書かれていますが、イメージができません。一生懸命考えていただいていることは理解できるのですが、一般市民がそこまで自由な発想がイメージできるかという点で難しいです。市役所も動画掲示板に補助金に関しての映像をわかりやすく流せば、市民も「相談に行ってみようか」となると思います。身近に補助金制度を受けて活動している話を日頃聞くことがないので、成功例のお話も聞きたいし、教えていただけたら、「やってみよう」となりますが、今の説明では少し難しく無理だという感想を持ちました。

岡島副会長：今のお話を伺いながら、少し考えたのですが、この市設定テーマ部門と市民自由提案部門と2つありますが、制度がある限り市民自由提案部門は残すべき

だとは思いますが。市が考えた枠組み以外のところの色々な課題を市民の人が、「これはやはり課題ではないか」「これはちゃんと自治体と一緒に協働しながら解決していく具体的な取り組みを作り上げていきたい」という声が、市民から出てくることが理想の状況なので残しておくべきだと思います。ただ、現状の段階として、この市設定テーマ部分と市民自由提案部門が対等ではないので、市民自由提案部門側がなかなか出てこない現状認識は重要だとは思いますが。富田林市は若者条例で若者会議がありますが、若者たちに話し合ってもらい企画を立ててもらいます。テーマは、生涯学習課が市役所の全部署に対して若者会議で考えてもらいたいテーマを募集し、集まった若者たちは市が提案したもの以外に、若者の視点で自由に提案してくれます。そのように枠は無くさない方が良くと思います。全部市が枠組みを理解しているというスタンスは良くないので、そういった形で解釈すれば良いと思います。

久会長：先ほど事務局の説明もありましたが、まず整理する点が、市民活動の補助なのか協働なのかという点を整理して分かりやすく伝える必要があると思います。市民公益活動を応援はしますが「ずっと補助はできない」と伝える必要があり、「自分たちで頑張れるまでは応援するけれど、自分たちで頑張れるようになったらもうあとは自分たちでお金を集めてやってね」という制度であり、市役所がやるべき仕事ではない、分かりやすく言うとそういう事です。「自分達でやってもらったらいいよね」ということで、市役所は「応援はするが、自分達の仕事としては関係ないですよ」ということが市民公益活動の“応援の”補助金だと思います。一方で協働は、「市役所も半分ぐらい動きましょうよ。自分たちの仕事としてもやりましょうよ」ということが協働です。この点をまず整理する必要があります。協働である限り、始めてしまうとずっと継続して協働していく話です。市役所側が「協働でやりたい」という事業が市設定テーマ部門で、逆に市役所は「まだやりたいと思ってないけども、地域とか市民団体はこれを協働でやりたい」という事業があれば、手を挙げられるように自由提案部門があるはずで。きちんと整理をしてお伝えし振り分けてもらえると良いと思います。先ほどの話が一番分かりやすく「広報を配りたい」と希望するが配ってもらえない一方で、配りたくもないチラシが来ると、「それおかしい」という話です。一方通行ではないかという話で、それを一方通行ではなく双方向にするために市民自由提案部門があるので、積極的に担当課が取り入れてもらえるかどうかハードルだと思います。「おにクル」の話に持って行くと、「茨木市役所はもう協働が当たり前からどんな人が来ても受けられるけども、多分その仕組みが無い…っていうかその伝統・雰囲気が無いところが形だけ真似しても絶対できません」と仰います。そういう意味では、茨木はもうどんな部

署でも誰でも協働ができるように 20 年間かけてやってきているので、色々出来てしまうという話です。先ほど話の中に出てきた「本来の業務があり大変だ」と言うは逆で同じぐらいのレベルで考えて欲しい気がします。おそらく協働を行う上でのパートナー探しに困っていない部署が多いと思います。地域福祉は典型的な例で、社協や福祉委員会に頼むと動いてくれるので、これまで連携実績のある団体を多く抱えていると、本当は一緒にやりたいと思っても手を挙げられないことになっている話です。とある NPO がいつも言う文句で「社協や福祉委員会はどんどん事業が出るのに、NPO が手を挙げると対応に困る」という声もある」と言っています。先ほどから話しているように「新しいパートナーを見つけるために市は使って欲しい」ということです。自治会やまち協が困っているのは、やりたくもない仕事をどれくらい持って来るのかという話です。「一部の地域はモデルとして積極的に取り上げられる一方、他の地域が同様の取組を希望しても、なかなか支援につながらないという声もある」ということが他の地域住民の本音です。

久会長：南花台は自分で手を上げなくても、お金も付いて市役所からどんどん言ってくれます。しかし、他地域は手を挙げてもなかなか相手にしてくれない、という点が本音だろうと思います。「今までは自分たちがやりたいのに手を挙げても一緒に行ってくれない」となっているので、「提案部門でどんどん手挙げてもらって一緒にやりましょう」持って行ければ良いと思います。先ほど市長の話も出ましたが、今の茨木市長はとても協働に熱心な市長で、市の職員がくじけることなく、できることを継続してきたので、「市長が変わろうと、誰がトップになろうと関係ない」という市役所の雰囲気をつくれるかどうか勝負だと思います。色々と事務局としても整理していただければ良いと思います。

※委員よりイベントの案内があった。(詳細は省略)

施策評価シート（令和6年度）

1 施策の基本情報

施 策	市民公益活動の基盤づくり
施策の方向性	「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。 そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められます。
方 策	1、普及啓発・参加促進 2、情報の収集・提供 3、人材の育成・確保 4、資金確保への支援 5、活動拠点の整備 6、ネットワークの促進

2 施策を構成する主な事業の評価（モニタリング指標）

指 標		年 度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合	目標値	26.0	26.0	28.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	実績値	13.8	18.6	17.0				
	前年度比	-						
	評 価	-	B	B				
地域のまちづくり活動への参加状況（年1回以上参加した市民の割合）	目標値	49.0	50.0	50.0	52.0	52.0	52.0	52.0
	実績値	40.7	44.5	44.2				
	前年度比	-						
	評 価	-	B	B				
Instagramのフォロワー数	目標値	-	-	300	400	600	800	1000
	実績値	-	-	176				
	前年度比	-	-	-				
	評 価	-	-	-				

3 一次評価

地域のまちづくり活動は、地域役員を中心に様々な取り組みに挑戦して頂いておりますが、「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合はやや減少し、参加状況はほぼ横ばいという状況にあります。年代別では30歳代で30.9%(前年比+3.7pt)、40歳代で51.2%(同+8.2pt)と1割増となっており、この状況をより前進させるため、特に地域活動への参画が低く、情報発信力の高い若い世代をターゲットとしたInstagramの活用に取り組んでいますが、より一層周知に力を入れる必要があります。

4 最終評価

評 価	課題
B	コロナ禍を経て参加できる地域活動そのものが減少しており、地域に対する思いの希薄化が進んでいる。活動に込められた思いや意義をアピールし、情報発信を進めることが必要。
前年度評価（ B ）	特記意見
A・・・推進 B・・・一部課題あり C・・・課題あり	Instagramのフォロワー数アップに向けて、コンテンツの発掘も必要。地域活動のガイドラインを作成してみてもは。

施策評価シート（令和6年度）

1 施策の基本情報

施 策	市民と行政の協働促進
施策の方向性	市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。 これを進めていくためには、職員の意識醸成を進め、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう支援制度の見直しや協働促進策を展開していく必要があります。
方 策	1、協働促進のための環境整備 2、職員の意識醸成 3、制度の見直し 4、協働事業の推進

2 施策を構成する主な事業の評価（モニタリング指標）

指 標		年 度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度	目標値	17.0	17.0	19.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	実績値	3.8	7.4	7.9				
	前年度比	-	➡	➡				
	評 価	-	B	B				
ボランティア・市民活動センターの新規登録数	目標値	137※	5	5	5	5	5	5
	実績値	109※	8	6				
	前年度比	-	➡	➡				
	評 価	-	B	B				
職員向け研修参加者の満足度	目標値	-	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績値	-	97.2	88.3				
	前年度比	-	-	➡				
	評 価	-	-	A				

3 一次評価

連携・協働の満足度は依然低い状況にあります。満足度向上には、実際の活動を知ってもらうことが必要であるため、更なる情報発信が必要と考えています。市民活動団体は活動が活発化しています。まちづくり推進課及び市民活動センターとしても団体同士がつながり・連携する機会づくりを進め、新規登録団体の増加を含め地域活動への参画を応援する体制づくりを進めます。職員向け研修は今後も継続して実施し、協働を身近に感じてもらえるよう理解を進めます。

4 最終評価

評 価	課題
B	市役所の中で担当課以外でも様々なイベントを行っているが、庁内でうまく連携できていない。次の協働をみこして職員への研修を通じ、協働の意識を高め、部署を超えての取組みが必要。
前年度評価（ B ）	特記意見
A・・・推進 B・・・一部課題あり C・・・課題あり	イベントも庁内の横の連携を進めることで、周知・集客にもつながることから、協働の推進が必要。楽しいことには市民も職員も集まる。

施策評価シート（令和6年度）

1 施策の基本情報

施 策	市民相互の協働促進
施策の方向性	市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があります。そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。
方 策	1、特定のテーマによる協働促進 2、特定の地域による協働促進

2 施策を構成する主な事業の評価（モニタリング指標）

指 標		年 度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
まちづくり交流会の参加者満足度	目標値	-	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績値	-	85.2	79.4				
	前年度比	-						
	評 価	-	B	B				
自治会加入率	目標値	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
	実績値	65.0	64.4	62.4				
	前年度比	-						
	評 価	-	B	B				
市が締結する新規包括協定数	目標値	-	1	1	1	1	1	1
	実績値	既協定数14	1	4				
	前年度比	-						
	評 価	-	B	A				

3 一次評価

課題解決や情報共有の場となる交流会を、自治会・まちづくり協議会をはじめとした団体及び地域活動に関心のある方と対象を広げて開催し、NP0団体や大学の参加があった。自治会加入率については、ライフスタイルの変化などから脱退や解散の相談もあるが、引き続き運営をサポートしていく。多様化・高度化した市民ニーズに効果的・効率的に対応していくため、ノウハウやスキルを持つ多様な主体としてNP0、企業、大学、高校などとの連携を模索していく。

4 最終評価

評 価	課題
B	むずかしいテーマではあるが、電子回覧板などのツールにより役員の負担軽減を図り、加入メリットのアピールが必要。多様な機会づくりを進めていくことが必要。
前年度評価（ B ）	特記意見
A・・・推進 B・・・一部課題あり C・・・課題あり	他市の事例などを積極的に発信し、共有する機会づくりが必要。

市民公益活動支援補助金制度（改定案）

○募集コースの新設（案）

募集コース	応募できる団体	補助金額
初動支援コース	市民公益活動に取り組んで３年以内の団体	補助対象経費の３／４以下 かつ上限１０万円
自主事業支援コース	市民公益活動に原則１年以上取り組んでいる団体	補助対象経費の１／２以下 かつ上限３０万円
次世代支援コース	市民公益活動に取り組む ・３９歳以下が半数以上 ・家族のみではない 団体	補助対象経費の１０／１０上 限１０万円